



## Osaka Gakuin University Repository

Title	IFRS 導入下のドイツ企業年次報告書の変化 Changes in Annual Report under the Endorsement by German Enterprise
Author(s)	郡司 健 (Takeshi Gunji)
Citation	大阪学院大学 商・経営学論集 (OSAKA GAKUIN UNIVERSITY REVIEW OF COMMERCE AND BUSINESS ADMINISTRATION), 第 40 巻第 2 号 : 1-36
Issue Date	2015.03.31
Resource Type	ARTICLE/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

## IFRS導入下のドイツ企業年次報告書の変化

郡 司 健

### **Changes in Annual Report under the Endorsement by German Enterprise**

Takeshi Gunji

#### ABSTRACT

This paper investigates changes in required disclosure in consolidated accounting reports of 2013 year edition annual report published by German major companies in 2014. The IASB issued a revised version of IAS 1 “Presentation of Financial Statement” in September 2007. This revision brought about a new change to the system of financial statements in IFRS.

The obligation of the risk reporting and the corporate governance reporting in management report –‘Lagebericht’– brings expansion in non-financial reporting in the annual report. The enterprises which published an annual report as an integrated financial report also appeared. Recent tendencies in such annual reports are also examined.

## はじめに

ドイツ大企業はおもに（承認済）国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）に準拠して連結会計報告を行っている。IFRSに関する最近の重要な動きとしては、2007年IAS改訂1号によりIFRS財務諸表の体系が変更になり、また2010年には新たな概念フレームワークが公表されたことがあげられるであろう。

他方、ドイツ国内では2009年に会計法現代化法（BilMoG）の成立により商法典の改正がなされ、個別決算書および非資本市場的資本会社の連結決算書について重大な改正がなされた。

このような背景のもとに、連結決算書（連結財務諸表）に関しては、伝統的に多様な名称・様式が用いられる傾向にあった。

さらに、リスク報告やコーポレートガバナンス報告を状況報告書（Lagebericht）に記載することが求められるようになった。それとともに、近年、年次報告書のページ数の増大つまり大部化がすすみ、非財務報告に関して持続可能性に関する情報を詳細に表示するものが増えてきた。より具体的には、財務報告の他に、環境・社会・経済に関する報告が、いわゆるマネジメント・レポートに相当する状況報告書や追加情報（weiter Information）の箇所において詳しく記載されるようになった<sup>1)</sup>。

本稿では、おもにドイツ有力企業の2014年に公表された2013年度版年次報告

- 
- 1) その半面、そのような大部の年次報告書を作成する企業では持続可能性報告書等を別冊で公表する企業は相対的に少なくなっているように思われる。例えば、2010年度版年次報告書24社についてみれば、頁数200頁以上が17社（70.83%）うち持続可能性報告書等を収集できたのは17社中6社（35%）、200頁未満の年次報告書7社（29.2%）のうち持続可能性報告書等を収集できたのは4社（57%）であった（郡司 2013、23頁）。これに対し、2013年度版では、頁数200頁以上が21社（84%）うち持続可能性報告書等を収集できたのは21社中6社（28.6%）、統合財務報告が3社（14.3%）であった。200頁未満の年次報告書4社（16%）のうち持続可能性報告書等を収集できたのは1社（25%）であった。

書を中心にIFRS導入下の連結会計報告の最近の傾向について、それ以前の動向を含めて、その特徴と意義について検討してみたい。

## I IAS・IFRSの進展とドイツ企業会計の変容

### 1 国際会計基準における財務諸表の体系と現代会計構造

従来、財務諸表の体系に関しては損益計算書および貸借対照表を中心に展開されてきた。これに対し、大企業の会計構造を具現する連結財務諸表の体系に関しては、キャッシュ・フロー計算書が加わるだけでなく、その他包括利益計算書や持分変動計算書も加わってきた。しかも、これらの各計算書の内容・位置づけも変化している。

#### (1) IAS改訂1号にみる財務諸表の体系の変化

ところで、IFRSに準拠するドイツ大企業が報告する（連結）財務諸表の体系は、IAS改訂1号がおもに関わるとみられる。

1992年改訂IAS改訂1号（およびIAS改訂7号）では次のような財務諸表の体系が採用されていた（郡司 2006、50-51頁）。

- ①貸借対照表（財政状態表）
- ②損益計算書（業績表）
- ③財政状態変動表（キャッシュ・フロー計算書）

これに対し、2004年IAS改訂1号ではこの貸借対照表・損益計算書ならびにキャッシュ・フロー計算書を中心とする体系に持分変動計算書（または認識収益費用計算書）が加わった。それとともに次のような体系が示された。

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③持分変動計算書または認識収益費用計算書

④キャッシュ・フロー計算書 (Cash Flow Statement)

⑤注記表

なお、損益計算書に関しては、費用の機能別分類（売上原価・販売費一般管理費・財務費用等）による方法と、費用の性質別分類（材料費・労務費・減価償却費等）による方法との選択が認められる。前者は、英米系国によって採用されている方法であり、ドイツでは売上原価法（Unsatzkostenverfahren）と称される損益計算書である。後者は、ドイツや大陸系国で伝統的に良く採用されてきた方法であり、総原価法（Gesamtkostenverfahren）と称される（IASB 2004, pars.88-92, Appendix. 郡司 2006、53-54頁）。

ところで、株主持分変動計算書は、持分の期中の変動を示す。それはより具体的には株主との取引の状況とともに包括利益の内訳も表示するものととらえられる。それはまた、貸借対照表と損益計算書との連結環となり両者の連携を示すものとみられる。そこではまた、「包括利益」の重要性に対する認識のもとに、英国会計制度に近い認識収益費用計算書（statement of recognised income and expense）でも良いとされた（IASB 2004, pars. 96-101 Appendix. 郡司 2006、55-57頁）。

2007年IAS改訂1号により、次のような財務諸表の体系が提示された（IASB 2007；郡司 2008）。

①財政状態計算書（貸借対照表）

②包括利益計算書（一計算書方式）／損益計算書・包括利益計算書（二計算書方式）

③持分変動計算書（狭）

④キャッシュ・フロー計算書

⑤注記表

そこにおいて財政状態計算書に関しては従来からの貸借対照表の名称を使用しても良いとされた。同様に、包括利益計算書に関しては一計算書方式の他に損

益計算書と包括利益計算書との2計算書方式の採用も認めている。

さらに大きな変更は、財務諸表の体系の変化である。貸借対照表から財政状態計算書への英語名称変更やキャッシュ・フロー計算書の英語名称変更もさることながら、もっとも大きな変更は損益計算書から包括利益計算書へ拡張・変更されたことと、これに伴って持分変動計算書の内容が変化したことであろう。改訂により持分変動計算書は、すべての「株主持分の変動」から「株主（所有者）による投資および株主への分配」に関する報告へその範囲が限定された。つまり、持分変動計算書は株主との取引から生じる株主持分の変動についてのみ算定表示することとなった。そして、そのような株主としての取引以外から生じる株主持分の変動は、その他の包括利益として、期間利益とともに包括利益計算書に記載されることとなる。これより、新基準における体系と旧基準における体系の内容変化についてみれば、次の図表1のように示されるであろう（郡司, 2008b）。

図表1 財務諸表体系の変化

2004年改訂第1号			2007年改訂第1号	
貸借対照表		(名称・持分の部変更)	財政状態計算書	
損益計算書		収益および費用 (広義)	損益 (利益 又は損失)	包括利益計 算書
株主持分 変動計算書	株主持分 の変動	下記の株主としての取引以外から生じる株主持分の変動 (認識収益費用計算書)	その他包括 利益	
		株主との取引から生じる株主持分の変動	株主持分変動計算書	
キャッシュ・フロー計算書		(英語名称変更)	キャッシュ・フロー計算書	

(郡司 2008 ; 2012、33頁。)

ここでは、2004年改訂第1号と2007年改訂第1号とにおける英語名称の変化について下記に示しておこう。2007年改訂第1号では各計算書について‘Statement of’で統一しているのが一つの特徴となっている。

図表2 IFRS財務諸表の英語名称

2004年改訂第1号	2007年改訂第1号
Balance Sheet (貸借対照表)	Statement of financial position (財政状態計算書)
Income Statement (損益計算書)	Statement of comprehensive income (包括利益計算書 - 1 計算書・2 計算書)
Statement of changes in equity (株主持分変動計算書)	Statement of changes in equity (株主持分変動計算書)
Cash flow statement (キャッシュ・フロー計算書)	Statement of cash flows (キャッシュ・フロー計算書)

\*または、Statement of recognised income and expense (認識収益費用計算書)

## 2 ドイツ企業会計変革と連結会計報告

次に、連結会計報告（連結決算書・連結状況報告）をめぐるIFRSへの対応（収斂）に関するドイツ会計法規（商法典）の改正の要点について以下にみておこう。

### (1) 会計法改革法（BilReG）に基づく2004年改正商法典

2004年会計法改革法（BilReG）に基づく商法典改正により、連結決算書（連結会計）に次のような特徴がみられる（郡司 2006、76-82頁；2012、36-37頁）。

- ①資本市場指向的企業（上場・上場認可申請会社）に関しては、「EUが承認する」IFRS連結会計報告が強制される。
- ②非資本市場指向的企業の連結会計報告に関しては、国内基準（DRS）とIFRSとの選択適用が認められる。

## (2) 会計法現代化法（BilMoG）による2009年改正商法典

2009年会計法現代化法（BilMoG）に基づく商法典改正によるドイツ企業会計の変革に関しては、以下のような特徴があげられる（郡司 2011b；2012、37-38頁）。

- ①個別決算書を中心に、IFRS 中小企業版（IFRS for SMEs）に対し、IFRS 簡素化措置を図った。
- ②ドイツの伝統的会計を特徴づけてきた、逆基準性・統一的指揮基準・持分プーリング法等を廃止し、また慣行的会計処理を大幅に整理・廃止し、IFRSに近い会計処理を導入した。
- ③このような変革により、従来、逆基準性のもとに利害調整機能を重視してきた旧商法会計に対して、IFRSを配慮して情報提供機能を強化した。
- ④資本市場指向的な資本会社の範囲を具体的に規定し、連結報告義務のない企業の個別決算書・注記・附属明細書・状況報告を拡充した。例えば資金計算書（キャッシュ・フロー計算書）・自己資本変動明細表（持分変動計算書）・セグメント報告・内部統制・リスク管理関係の記載等があげられる。

## (3) 状況報告書の拡充

コーポレートガバナンスについては、1998年の「企業領域統制・透明化法」（KonTraG）や2002年の「ドイツ・コーポレートガバナンス・コード」（Deutscher Corporate Governance Kodex；DCGK）によって報告が義務づけられるようになった<sup>2)</sup>。また、リスク報告に関しては、2009年会計法現代化法（BilMoG）による商法典（HGB）第315条(2)5の新設に従って内部統制システムとともに

---

2) ドイツ・コーポレートガバナンス・コードとその後の展開に関しては、例えば次の論文等参照。Regierungskommission DCGK 2014。2007年改正 DCGK に関しては、正井 2014、233-263頁。2013年 DCGK 改訂（仮訳）に関しては、金融庁 2014。BASF 社のコーポレートガバナンスの事例に関しては、郡司 2014b、80-82頁。



にその特徴を連結状況報告に記載することが求められるようになった（Verlag C.H.Beck 2009, S141）。

ドイツ持続可能発展評議会（der Rat für Nachhaltige Entwicklung（RNE）；German Council for Sustainable Development（GCSD））は2011年にドイツ持続可能性コード（Deutscher Nachhaltigkeitskodex, DNK；German Sustainability Code, GSC）を公表した。それは、UNGC（UN Global Compact）原則、OECD 多国籍企業指令、GRI（Global Reporting Initiative）持続可能性報告ガイドラインや欧州証券アナリスト協会連合会（the European Federation of Financial Analyst Societies；EFFAS）等の規準に基づき20の規準と27の業績指標を提示している。このようなDNKの制定がドイツ企業による非財務報告（持続可能性報告）の開示を促すようになった<sup>3)</sup>。

## II ドイツ連結会計報告の変化

### 1 ドイツ連結会計報告における開示内容の変化

ドイツ有力企業の年次報告書における主要な開示内容の変化を1997年度版にまでさかのぼって一覧表示すれば図表3のとおりである。1997年度版では国際調和化が、また2000・2003年度版ではコンバージェンス（収斂・統一化）のもとにIASの国内法化が図られた。2007・2010年度版ではコンバージェンスの中身もIAS・IFRSの適用（採用；adoption）が重要なテーマとなり、ドイツやフランス等の企業はEU理事会の承認するIFRSの適用を選択した。この承認による限定的適用はエンドースメント（endorsement）とも称される。

---

3) DNKないしドイツ持続可能性規準に関しては、次著等参照。RNE；Deutscher Nachhaltigkeitskodex（<http://www.deutscher-nachhaltigkeitskodex.de/en/home.html>）。五十嵐2014、317-328頁。郡司2014a、4-5頁。

図表 3 会計報告の記載内容推移

段階区分		国際調和	収斂／IAS 国内法化		収斂／適用（EU 承認 IFRS）		
年度版		1997	2000	2003	2007	2010	2013
対象企業数		38	34	33	30	24	25
準拠基準	国内基準	26(68.4)	10(29.4)	6(18.2)	1(3.3)	1(4.2)	1(4)
	IAS/IFRS	8(21.1)	12(35.3)	15(45.5)	27(90)	22(91.6)	23(92)
	米国基準	4(10.5)	11(32.4)	11(33.3)	2(6.7)	1(4.2)	1(4)
	IAS/米国基準	－	1(2.9)	1(3.0)	－	－	－
連結決算書		37(97.4)	34(100)	33(100)	30(100)	24(100)	25(100)
B/S	単一体概念	33(86.8)	23(67.6)	13(39.4)	28(93.3)	24(100)	25(100)
	流動性配列法	2(5.3)	0	5(15.2)	9(30)	7(29.2)	8(32)
P/L	売上原価法	15(39.5)	20(58.8)	22(66.7)	22(73.3)	17(70.8)	18(72)
包括利益計算書（2 計算書）		－	－	－	－	23(95.8)	24(96)
認識収益費用計算書		－	－	1(3.0)	18(60)	4(16.7) <sup>*2</sup>	2(8) <sup>*2</sup>
持分変動計算書（本体）		4(10.5)	19(55.9)	32(97.0)	17(56.7)	24(100)	25(100)
資金計算書（本体）		21(55.3)	27(79.4)	32(97.0)	30(100)	24(100)	25(100)
事業別報告 <sup>*3</sup>		20(52.6)	27(79.4)	29(87.9)	28(93.3)	22(91.7)	24(96)
地域別報告		14(36.8)	22(64.7)	29(87.9)	26(86.7)	19(79.2)	23(92)
付加価値報告		14(36.8)	9(26.5)	8(24.2)	5(16.7)	4(16.7)	5(20)

\*1 ( ) 内の数値は%

\*2 包括利益計算書（2 計算書方式）のうち（狭義）包括利益計算書に関して「認識収益費用計算書」の名称を用いた企業

\*3 IAS/US-GAAP に相応するセグメント報告

### (1) 準拠基準と連結基礎概念

ドイツでは、1987年のEC域内調和化後、1994年あたりからIASや米国基準といった国際的基準に準拠した連結会計報告がみられるようになった。しかし、1994年度版・1997年度版では国内基準が優先され（88.2%～68.4%）、経済的単一体概念が主に採用された。それにより、少数株主持分は持分（自己資本）の部に記載されていた。2000年度版では3基準ほぼ同等に採用されていた。2003年度版では国際的基準（IAS・米国基準）の方が優位となった、当時の両基準は少数株主持分を持分自己資本に含めない親会社概念を採用していたため、経済的単一体概念は39.4%まで落ち込み、親会社概念が半数を超えた。

2007年度版ではIAS／IFRS準拠が90%となり、2004年改訂IAS第1号は経済的単一体概念を採用したため、経済的単一体概念が93.3%と再び支配的となり、以後はすべてが経済的単一体概念を採用するようになった。

なお、2007年度版では、米国基準は2社（Fresenius, SAP）あったが、2010年版および2013年度版では1社（Fresenius）となった。なお国内基準は、これまでと同様1社（Boehringer Ingelheim）であった。

### (2) 流動性配列法と売上原価法

ドイツでは損益計算書は人件費・材料費・減価償却費等に区分表示する性質別分類ないし総原価法が、また貸借対照表では固定性配列法が伝統的に採用されてきた。国際的調和化の進展とともに費用の機能別分類ないし売上原価法の採用が増え、2000年度版あたりから50%を超えた。2013年度版では18社（72%）が採用していた。流動性配列法も2013年度版では8社（32%）あった。このように英米型会計へのシフトが続いてきたが、全面的な移行まではいっていない。

### (3) 貸借対照表・包括利益計算書とその名称

#### ①貸借対照表

貸借対照表の名称に関して、2007年IAS改訂1号は財政状態計算書（Statement of Financial Position）という用語を採用しつつも従来からの貸借対照表の名称使用も認めている。ドイツ語版はすべて貸借対照表（Bilanz）であったが、英語版で財政状態計算書の名称を採用したのは、2010年度版で4社（16.7%）、2013年度版では9社（36%）と増加している。

図表4 貸借対照表の英語名称

	2010	2013
Balance Sheet	20(83.3)	16(64)
Statement of Financial Position	4(16.7)	9(36)
計	24	25

#### ②包括利益計算書（損益計算書・包括利益計算書）

今回の調査対象企業における、（広義）包括利益計算書ないし期間損益・包括利益計算書に関しては、1社は国内基準によるため作成していない。2010年度版では1計算書方式の「包括利益計算書」を2社が採用していたが、実質的には2計算書方式であった。これに対し、2013年度版も、国内基準1社を除く24社はすべて2計算書方式を採用し、損益計算書と包括利益計算書とを作成・表示していた。

損益計算書の名称に関しては2013年度でも伝統的な英語名称（Income Statement）が16社と最も多い。2007年IAS改訂1号と同じ名称（Statement of Income）は8社であり、財政状態計算書9社より少なかった。しかも、2007年IAS改訂1号の名称（Statement of IncomeおよびStatement of Financial

Position) を両方使用しているのは4社にとどまった。

なお損益勘定 (Profit & LossAccounts) を使用していたのは、2010年には2社 (Boehringer Ingelheim : Heidelberg Zement) あったが、2013年度版では1社 (Boehringer Ingelheim) となった。

2010年度版で1計算書式 (実質2計算書式) を採用していた2社のうち1社 (Continental) はStatement of Income & Comprehensive Incomeというタイトルを用いていたが、今回はこのタイトルを用いず、Statement of IncomeとStatement of Comprehensive Incomeとにそれぞれ分けて公表した。もう1社 (Commerzbank) は、2010年度版と同様、「包括利益計算書 (Statement of Comprehensive Income)」というタイトルのもとに損益計算書 (Income Statement) と包括利益計算書 (Statement of Comprehensive Income) とをそれぞれ区分して記載していた。そこで、これらの2社も実質的に2計算書方式として扱えば、それぞれの損益計算書の名称は次のように示される。

図表5 損益計算書の名称

	2010	2013	備 考
Income Statement	15(62.5)	16(64)	2013SFP 4社
Statement of Income	6(25.0)	8(32)	2013SFP 5社
Profit & Loss Accounts	2(8.3)	1(4)	1社ISへ
独 (GuV)	1(4.3)	-	独文報告書のみ
計	24	25	

(狭義の) 包括利益計算書に関しては、英語名称としてはStatement of Comprehensive Incomeが2010年度版で18社 (75%)、2013年度で22社 (80%)、認識収益費用計算書 (Statement of Recognised Income and Expense) の名称が2010年度版の4社 (16.7%) から2013年度版は2社 (8%) へ減少した。

包括利益計算書に関する英語およびドイツ語名称の内訳を図表6に示しておこう。包括利益計算書に関して Comprehensive Income / Gesamtergebnisrechnung を使用しているのは、2010年度版12社（50%）から2013年度版15社（60%）へと増加している。総体的にみて多様な名称は減少してきており、SCI / Gesamtergebnisrechnung（包括利益計算書）に収斂する傾向にあるとみられるであろう。

図表6 包括利益計算書の名称

	2010	2013
SCI/Gesamtergebnisrechnung（包括利益計算書）	12	15
SCI/Gesamterfolgsrechnung（包括利益計算書）	1	1
SCI	5	6
SRIE/Aufstellung der erfassten Erträge und Aufwendungen （認識収益費用計算書の作成）	3	1
SRIE/Im Eigenkapital erfasste Ertrags und Aufwandsposten （自己資本認識収益費用計算書）	1	1
Reconciliation of CI/Überleitung zum Gesamtergebnis （包括利益調整計算）	2	-
—（国内基準）	1	1
計	24	25

#### (4) 持分変動計算書

持分変動計算書はすべての企業が作成していた。図表7に示すように英語名称に関しては、持分変動計算書（Statement of Changes in Equity）が2010年度版で20社（83%）、2013年度版で21社（84%）であった。これ以外は、純持分変動計算書（Statement of Changes in NetEquity）、株主持分変動計算書（Statement of Changes in Shareholders' Equity）、株主持分計算書（Statement

of Shareholders' Equity)、持分計算書 (Statement of Equity) の名称がみられる<sup>4)</sup>。

ドイツ語名称に関しては、「自己資本展開 (Eigenkapitalentwicklung)」(表・計算書)関係が2010年度版で8社 (33.3%)、2013年度版で7社 (28%)であった。「持分変動」の直訳に相当する「自己資本変動 (Eigenkapitalveränderung)」(表・計算書)関係は2010年度版で13社 (45.8%)、2013年度版で13社 (52%)であり、こちらの方が多い。

#### (5) キャッシュ・フロー計算書 (資金計算書)

##### ① キャッシュ・フロー計算書の名称

ドイツ資金計算書では多様な資金概念と資金計算書が伝統的に作成公表されてきた。しかし、近年は資金計算書の内容はキャッシュ・フロー計算書に収斂してきている。キャッシュ・フロー計算書の英語名称に関しては、Cash Flow StatementsとStatement of Cash Flowsとが考えられる。2004年IAS改訂1号およびドイツ会計基準英語版 (GAS) 2号では、Cash Flow Statementsを用いていた。他方、米国の財務会計基準審議会 (FASB) は、Statement of Cash Flowsを用いてきた。2007年改訂IAS第1号は、キャッシュ・フロー計算書の英語版名称としてFASBと同様のStatement of Cash Flowsを採用した。

英語版の名称に関してCash Flow Statement(s)は2010年度版17社 (70.8%)から2013年度版12社 (48%)へと減少し、Statement of Cash Flow(s)は6社 (25%)から13社 (52%)へ増加している。なお、キャッシュ・フロー計算書に関しては、営業・投資・財務の3活動におけるキャッシュ・フローの計算を反映してCash Flow StatementsやStatements of Cash Flowsのように複数

---

4) なお、BASF社は2010年度版ではStatement of Stockholders' Equity (株主持分計算書)/Entwicklung des Eigenkapitalsとしていたが、2011年度版からStatement of Equity (持分計算書)/Entwicklung des Eigenkapitalsへ変更している。

図表 7 持分変動計算書の名称

2010年度

SCE	3
SCE/Entwicklung des Eigenkapitals	4
SCE/Eigenkapitalentwicklung	3
SCE/Eigenkapitalveränderungsrechnung	8
SCE/Veränderung des Eigenkapitals	1
SCE/Eigenkapitalveränderung	1
S of C in shareholders' Equity（株主持分変動計算書）	1
S of C in netEquity（純持分変動計算書）	1
S of Stockholders' Equity（株主持分変動計算書）/ Entwicklung des Eigenkapitals	1
Eigenkapitalveränderungsrechnung	1
計	24

2013年度版

SCE	5
SCE/Entwicklung des Eigenkapitals	3
SCE/Eigenkapitalentwicklung	2
SCE/Eigenkapitalveränderungsrechnung	7
SCE/Eigenkapitalveränderung	3
SCE/Veränderung des Eigenkapitals	1
S of C in NetEquity/Eigenkapitalveränderungsrechnung	1
S of Shareholders' E/Eigenkapitalveränderungsrechnung	1
S of C in Shareholders' E/Entwicklung des Eigenkapitals	1
S of Equity/Entwicklung des Eigenkapitals	1
計	25



形で表現されることが多いが、単数形を用いる計算書もみられる。

資金計算書の名称に関しては、商法典第297条およびドイツ会計基準ドイツ語版（DRS）第2号により、「資金計算書（Kapitalflussrechnung）」の呼称が制度的に定着している。2010年度版および2013年度版ともにすべてがKapitalflussrechnungを採用していた。

図表8 キャッシュ・フロー計算書／資金計算書の名称

	2010	2013
Statement of Cash Flows	2	3
Statement of Cash Flows／Kapitalflussrechnung	4	9
Statement of Cash Flow／Kapitalflussrechnung	－	1
Cash Flow Statement	3	3
Cash Flow Statements／Kapitalflussrechnung	2	1
Cash Flow Statement／Kapitalflussrechnung	12	8
Kapitalflussrechnung	1	－
計	24	25

## ②資金概念の重点移行

キャッシュ・フロー計算書の資金概念に関しては、通常、現金及び現金同等物（Cash and Cash Equivalent, CCE）が用いられる。これに関しては、2010年度版では20社（83.3%）であったが、2013年度版では23社（95.8%）であった。ドイツ語版に関しては、この直訳ともいふべき支払手段及び支払手段同等物（Zahlungsmittel und Zahlungsmitteläquivalente）が2010年度版の6社（25%）から2013年度版では10社（40%）と増えている。あとは、現金及び現金同等物（CCE）に関してFlüssige Mittel（現金手段）Liquide Mittel（流動手段）、Zahlungsmittelbestand（支払手段有高）、Finanzmittelbestand（財務手段有高）、Finanzmittel（財務手段）などさまざまな用語が用いられている。

ここで支払手段（Zahlungsmittel）は、これを広義にとらえる時は、狭義の支払手段だけでなく有価証券を含む。広義支払手段概念（「有価証券および現金資金（Securities and liquid funds）」）は、1997年度版20社・2000年度版9社・2003年度版2社となり、2007年度版以後は国内基準の1社（Boehringer Ingelheim社）のみとなった。

図表9 資金概念

	2010	2013
CCE/Zahlungsmittel und Zahlungsmitteläquivalente	5	10
CCE	4	4
CCE/flüssige Mittel	5	4
CCE/liquide Mittel	1	2
liquid funds (securities 含)/Finanzmittelfonds (国内基準)	1	1
CCE/Zahlungsmittel	1	1
CCE/Zahlungsmittelbestand	2	1
cash/Zahlungsmittelbestand	1	1
CCE/Finanzmittel	-	1
CCE/Finanzmittelbestand	1	-
Cash position/Finanzmittelfonds	1	-
Zahlungsmittel und Zahlungsmitteläquivalente	1	-
CCE/Zahlungsmittel+Liquiditaet	1	-
計	24	25

狭義の支払手段概念は、現金預金つまり現金・要求払預金を意味する。現金（現金預金）概念に関しては1社がCash概念（MunichRe社）、もう1社は使用可能現金持高（cash position）概念（ZF Friedlichshafen：2010年度版）が

みられた<sup>5)</sup>。

このように英語版キャッシュ・フロー計算書では現金及び現金同等物概念が多数である。ドイツ語版資金計算書の資金名称は、かつての資金計算書の多様性を反映して依然多様性を残しているが、CCEの直訳にあたる Zahlungsmittel und Zahlungsmitteläquivalenteへ収斂する傾向にある。

### Ⅲ IFRS対応と連結会計報告（財務報告）

#### 1 IFRS対応と連結財務諸表の記載順序・名称

すでにみてきたように、2007年IAS改訂1号により新たなIFRS財務諸表の体系が提示された。この体系は2007年度版連結決算書に関して「EU承認IFRS」によりこの年度は導入されず、2008年度版から導入されることとなった。その場合にも、ドイツ企業の基準先取りの傾向を反映して、2007年度版では従来の持分変動計算書に代えて、包括利益計算書により近い認識収益費用計算書を採用する企業が6割に達した。

2010年度版ではIFRS準拠の場合、包括利益計算書の作成が求められる。これより国内基準準拠の1社を除き他の企業（23社）はすべて包括利益計算書を作成していた。しかし、その場合にも認識収益費用計算書の使用が4社（16.7%）と包括利益調整計算の使用が2社（8.3%）あった。2013年度版の英語名称では包括利益計算書が22社、認識収益費用計算書が2社となった。また、持分変動計算書は国内基準の場合にも作成が求められるので、すべての企業が作成している。

---

5) 連結キャッシュ・フロー計算書に表示される使用可能現金持高（cash position）は、グループがいつでも使用できる手元現金および銀行預金であり、連結貸借対照表に計上された現金からグループが使用できない金額を差し引いたものである。ZF Friedlichhafen, Annual Report 2010, 2011, p.123.

## 2 連結財務諸表の開示パターン

### (1) 開示（記載順序）パターン

2010年度版と2013年度版における連結財務諸表の記載順序についてみれば、図表10に示すようなパターンが区別される。

①の国内基準準拠の場合は、わが国でもかつてそうであったように、持分変動計算書の作成は求められるが、包括利益計算書は求められなかった。最も伝統的なパターンといえるであろう。②では包括利益計算書が分離作成されるようになるが、貸借対照表・損益計算書（キャッシュ・フロー計算書）が主要財務諸表として位置づけられ、最後尾の包括利益計算書と持分変動計算書とはともに貸借対照表・損益計算書（キャッシュ・フロー計算書）に対する附属的な位置へ置かれているとみられる。2010年度版における②の1社（Merck社）は、2013年度版では④へ移行している。

③および④の場合は、包括利益計算書は損益計算書に関係づけられるようになるが、持分変動計算書はキャッシュ・フロー計算書よりあとに置かれることにより附属的なものとしてとらえられるであろう。③は2010年度版では1社（Allianz社）あったが、2013年度版では⑤へ移行している。

④では持分変動計算書（SCE）が期間損益・包括利益計算書（{P/L・SCI}）・貸借対照表（B/S）キャッシュ・フロー計算書（C/S）に対して全く附属的な位置に置かれている。

⑤は2007年IAS改訂1号における財務諸表の体系（記載順序）に相応する。ここでは持分変動計算書は貸借対照表と期間損益・包括利益計算書との連携を示す役割を有する計算書とみられる。あるいは⑤に関しては包括利益計算書と持分変動計算書とが貸借対照表と損益計算書との連携を示す計算書としてとらえることもできるであろう。いずれにしても、⑤では持分変動計算書が単なる附属明細表としてではなく、貸借対照表と損益計算書の間の関係（連携）を示す計算書としてとらえられる。

図表10 開示パターン（財務諸表の記載順序による）

## 2010年度版

①B/S・P/L・C/S・SCE（国内基準）	1	Boehringer Ingelheim
②P/L・B/S・Seg・C/S・SCI・SCE	1	Merck
③B/S・{P/L・SCI}・C/S・SCE	1	Allianz
④{P/L・SCI}・B/S・C/S・SCE	10	BASF；Bayer；Bertelsmann； Continental；E.ON；Fresenius； MAN；RWE；SGLCarbon；ZF Friedrichshafen
⑤B/S・{P/L・SCI}・SCE・C/S	3	Henkel；Munich；ThyssenKrup
⑥{P/L・SCI}・{B/S・SCE}・C/S	7	Commerzbank；Deutsche Bank； EVONIK；Lufthansa；Metro； TUI；Volkswagen
⑦{P/L・SCI}・C/S・{B/S・SCE}	1	Heidelberger Zement

## 2013年度版

①B/S・P/L・C/S・SCE（国内基準）	1	Boehringer Ingelheim
②P/L・B/S・Seg・C/S・SCI・SCE		
③B/S・{P/L・SCI}・C/S・SCE		
④{P/L・SCI}・B/S・C/S・SCE	10	BASF, Bayer, Bertelsmann, BMW, Continental, Daimler, Fresenius, Merck (②→④), RWE, Siemens
⑤B/S・{P/L・SCI}・SCE・C/S	6	Allianz (③→⑤), DeutscheTelekom, Deutz, Henkel, Munich； ThyssenKrupp
⑥{P/L・SCI}・{B/S・SCE}・C/S	7	Lufthansa, SAP, TUI, Volkswagen, Commerzbank, Deutsche Bank, EVONIK
⑦{P/L・SCI}・C/S・{B/S・SCE}	1	Heidelberger Zement

(B/S・P/L・C/S＝貸借対照表・損益計算書・キャッシュ・フロー計算書（資金計算書）；SCI＝2計算書方式の包括利益計算書（または認識収益費用計算書；SCE＝持分変動計算書；Seg＝セグメント報告）。

⑥および⑦では、持分変動計算書が貸借対照表との関係で位置づけがなされていることが印象づけられる。もちろん貸借対照表は期末有高計算であり、持分変動計算書は期中変動計算である。時点計算書と期間計算とを同等にとらえることには異論があるであろう。しかし、持分変動計算書を貸借対照表のとくに持分（自己資本）に関係する附属明細とみればそれなりの理解はできるであろう<sup>6)</sup>。

このように、ドイツ有力企業による連結財務諸表（連結決算書）の記載順序に関しては、④と⑤が多いが、同時に⑥および⑦の方向もかなり堅調に採用されているとみられる。

## (2) 開示パターンと使用名称

各財務表（計算書）の使用名称についてはすでにみてきた。図表11は、開示パターンのグループ別にとくにIFRS（2007年IAS改訂1号）の名称ならびに旧名称である認識収益費用計算書がどの程度使用されているかを示したものである。これより、一般的にIFRS名称の使用が増えており、これに比例して旧名称である認識収益費用計算書が大幅に減ったことがわかるであろう。

## 4 セグメント情報その他情報開示

### (1) セグメント情報

ドイツの年次報告書では、状況報告書および追加情報において、連結企業集団および個別企業の事業活動に関する報告がなされる。その場合に、事業別および地域別に各種セグメント情報が開示されることが多い。

---

6) ⑥および⑦の方向は、(広義)包括利益計算書つまり拡大された損益計算書、(広義)財政状態計算書つまり拡大された貸借対照表、ならびにキャッシュ・フロー計算書という、新たな(拡大)財務三表ないし(拡大)会計三表としての方向性がうかがえるように思われる。

図表11 連結財務諸表の記載パターンと使用名称

2013年度版	内訳	SoI	SCI	RIE	SFP	SCE	SCF
①B/S・P/L・C/S・SCE（国内基準）	1					1	
②P/L・B/S・.Seg・C/S・SCI・SCE							
③B/S・{P/L・SCI}・C/S・SCE							
④{P/L・SCI}・B/S・C/S・SCE	10	5	9	1	4	7	6
⑤B/S・{P/L・SCI}・SCE・C/S（IAS1）	6	2	5	1	3	6	4
⑥{P/L・SCI}・{B/S・SCE}・C/S	7	1	7		2	6	2
⑦{P/L・SCI}・C/S・{B/S・SCE}	1		1			1	1
計	25	8	22	2	9	21	13

2010年度版	内訳	SoI	SCI	RIE	SFP	SCE	SCF
①B/S・P/L・C/S・SCE（国内基準）	1					1	
②P/L・B/S・.Seg・C/S・SCI・SCE	1		1				
③B/S・{P/L・SCI}・C/S・SCE	1		1			1	1
④{P/L・SCI}・B/S・C/S・SCE	10	4	6	3	2	9	4
⑤B/S・{P/L・SCI}・SCE・C/S（IAS1）	3	2	2	1	1	3	1
⑥{P/L・SCI}・{B/S・SCE}・C/S	7		5		1	5	
⑦{P/L・SCI}・C/S・{B/S・SCE}	1		1			1	
計	24	6	18	4	4	20	6

\*SFP=財政状態計算書(Statement of Financial Position)・SCI=包括利益計算書(Statement of Comprehensive Income)・RIE=認識収益費用計算書(Statement of Recognised Income and Expense)、SCE=持分変動計算書(Statement of Changes in Equity)・SCF=キャッシュ・フロー計算書(Statement of Cash Flows)の使用。

図表12 セグメント情報の開示箇所

セグメント	2007年度版		2010年度版		2013年度版	
	事業	地域	事業	地域	事業	地域
決算書本体	6	6	5	5	0	0
注記・附属明細書	22	20	17	14	24	23
状況報告書のみ	1	3	1	2	0	0
なし	1	1	1	3	0	0

セグメント情報は、セグメント報告基準に従って（製品）事業別あるいは地域別に一覧表示されることが多い。一覧表示のセグメント情報は、注記・附属明細書におもに記載されているが、なかには決算書本体に記載している場合もあった。決算書本体開示は、2007年度版では事業別6社・地域別6社、2010年度版では事業別5社・地域別5社であった。2013年度版では決算書本体に記載はゼロであった。

ドイツ企業のセグメント情報開示の一つの大きな特徴は、開示項目数が多いことであろう。2010年度版における事業セグメント情報の項目数平均は24.5項

図表13 セグメント情報の開示項目

		平均項目数	最小・最大項目数
2010年度版	事業別報告項目数 (540/22)	24.5	(9~64)
	地域別報告項目数 (150/19)	7.9	(1~22)
	地域別報告10項目以上	6社	
2013年度版	事業項目 (461/24)	19.21	(1~53)
	地域項目 (185/23)	8.0	(1~22)
	地域別10項目以上	8社	



目（22社：最小9項目～最大64項目）、2013年度版では項目数平均は19.21項目（24社：最小9項目、最大53項目）であった。財務諸表の各項目や分析指標・各種利益情報等をセグメント別に一覧表示するものも多い。比較的少ない地域別報告に関しても、項目数平均は8.0項目（23社：最小1項目～最大22項目）であった。地域別報告で10項目以上一覧表示しているものが8社あった。

事業別セグメントの方が地域別セグメントより開示項目数は圧倒的に多いが、地域別に事業展開している企業は地域別報告を詳細に行っているものもある<sup>7)</sup>。その場合には地域別セグメント報告が中心になされることとなる。

また、自動車業界は金融サービス部門を区分表示する場合がある（郡司2006、92-93頁）。1社（Volkswagen）は、2013年度もグループ・金融サービス部門・自動車部門の三区分別財務諸表（貸借対照表・損益計算書・キャッシュ・フロー計算書）を状況報告書のなかで表示していた。

持分所有一覧表（主要子会社一覧表）において、主要子会社の資本金、持株比率だけでなく、売上高、従業員数、利益等の情報を表示する報告書もみられる。このような（とくに自己資本・資本金、持株比率を除く）主要子会社情報はまた、セグメント情報を補完する情報としてとらえられる。2007年度版では17社（57%）が自己資本額等の財務情報も記載していたが、2010年度版では持株比率や会社所在地が中心であり、それ以上に詳しい財務情報を表示するのは4社（16.7%）、2013年度は6社（24%）であった。

## (2) 自発的情報の開示状況

近年、EBITDA（Earnings Before Interest, Tax, Depreciation and Amortization：利子・税金・減価償却費および償却費控除前利益）に代表さ

---

7) Allianz社のようにまず事業別にセグメント報告（6区分35項目）を行い、次に各事業別に地域別の報告（9区分34項目）を行うものもある。Allianz, Geschäftsbericht 2013, S.156-164.

れるいわゆるプロフォーマ利益情報がドイツでも非常によくみられるようになった。これは伝統的な取得原価主義会計に基礎をおき慎重性と労使協調を重視するフランコジャーマン型（独仏型・大陸型）の経営管理思考から、アングロサクソン型（英米型）の時価主義に基づき企業価値（株主価値）の増加を重視する経営管理つまり価値指向的経営管理への移行を標榜して展開されてきた。

このようなプロフォーマ利益情報は、国際的に比較可能な利益数値として用いられ、EBITDAだけでなくEBT、EBITA、EBITDAR（R=リース料・賃借料）やOIBD（operating income before depreciation, 減価償却前営業利益）などが用いられる。2010年度版では延べ38社・実数19社（79.2%）がこれらの情報を開示していた。またこれらに関するセグメント情報も、延べ26社・実数16社（53.3%）、損益計算書やキャッシュ・フロー計算書の中で記載しているものもあった。さらに経済的付加価値（Economic Value Added；EVA）やROCE（使用資本利益率）・WACC（加重平均資本コスト）・フリーキャッシュフロー等も9社から4社が使用していた。これらの自発的情報は、早くから英米型（アングロ・サクソン型）の株主・投資家重視で価値指向的な経営管理方式の採用を印象づけるものとなっている。

2013年度版でも、EBITDAやEBTなどは比較的多く使用され、延べ30社・実数18社（72%）であった。延べ企業数が減っているのはEBITDA関係の中で主に使用する項目が絞られてきたことによるものと思われる。セグメント別のEBITDA等の使用は延べ23社・実数18社（72%）で2010年度16社（66.7%）よりも増えている。EBITを損益計算書とキャッシュ・フロー計算書に記載していたのは2010年度版では2社（Bertelsmann社・Metro社）であったが、2013年度版ではそのうちの1社（Metro社）は対象企業に含まれていない<sup>8)</sup>。

8) Metro社の2013年度版年次報告書を追加的に調査してみたところ、2010年度と同様損益計算書・キャッシュ・フロー計算書にEBITが使用されており、セグメント情報にはEBITとともにEBITDARも使用されていた。Metro Group, Annual Report 2013, 2014, p.198, p.192, p.200.

図表14 主要な自発の情報開示

2010年度	合計	Seg	P/L	C/S
EBIT (利子・税金前利益)	16	12	5	2
EBITDA (利子・税金・償却費前利益)	16	10		
EBT (税金前利益)	2	2	1	
EBITDAR (利子・税金・償却費・賃借費前利益)	2	2		
EBITA (利子・税金・償却費前利益)	1	1	1	
OIBD (減価償却前営業利益)	1	1		
合計 (実数)	38(19)	26(16)	7(6)	2(2)
EVA等* (経済的付加価値)	9	2		
ROCE (使用資本利益率)	8	2		
WACC (加重平均資本コスト)	4	1		
フリーキャッシュフロー	4			☆1
付加価値生成分配	4			
*CVA, BVA, VA(2), EVA(2), cashVA, TKAVA, 価値貢献額/☆freeCF計算書				

2013年度	合計	Seg	P/L	C/S
EBIT	13	10	4	1
EBITDA	14	10		
EBT	2	2	1	
EBITDAR	1	1		
EBITA	1	1	1	
OIBD	1	1	1	
合計 (実数)	30(18)	23(18)	7(5)	1(1)
EVA等*	9	3		
ROCE	6	3		
WACC	6	2		
フリーキャッシュ・フロー	6	1		☆1
付加価値生成分配	5			
*CVA, BVA, VA, EVA(2), cashVA, TKAVA, VA, 価値貢献額/☆freeCF計算書				

ROCEやWACC、フリーキャッシュフローも増加しており、ドイツ有力企業において、価値指向的管理はかなり浸透しているとみられる。

他方、ドイツにおいて伝統的によく使用されてきた付加価値（Added Value：Wertschöpfung）情報は、2000年度版9社（26.53%）、2003年度版8社（24.2%）、2007年度版5社（16.7%）－BASF社、BMW社、Henkel社、Merck社、Volkswagen社－、2010年度版では4社（16.7%）－BASF社、Fresenius社、Merck社、Volkswagen社－であった。2013年度版では5社－BASF社、Bayer社、Fresenius社、Merck社、Volkswagen社－となった<sup>9)</sup>。減少したとはいえ5社（持続可能性報告書を含めて6社）が依然として付加価値を使用していることは注目される。とくにGRI型持続可能性管理において付加価値は経済的業績指標として重要視され、そこではまた価値指向的管理と相対立するものではなく、むしろ双方を追求することに意が払われているとみられる。

#### 4 統合財務報告への指向

ドイツ企業では、持続可能性報告書やCSR報告書においてGRIガイドラインやUNGCに基づいて作成するケースが多くみられた。他方で、企業年次報告書が最近大部化する傾向がみられる。この大部化は、各種会計基準による記載事項の要求拡大による連結決算書（連結財務諸表）の記載内容の増加だけでなく、状況報告にリスク報告やコーポレートガバナンス報告が義務づけられるようになったことも原因している。

このようなリスク報告やコーポレートガバナンス報告は非財務報告の充実をもたらし、企業の経営管理体制に関する情報をより多く提供するようになった。

---

9) なお、Henkel社は、付加価値計算書を2007年度版では年次報告書と持続可能性報告書との双方に開示していたが、2010年度版・2013年度版では同社の持続可能性報告書にのみ開示するようになった。

た。それは企業への投資家にとってリスクと機会（チャンス）を判断する上に極めて重要な情報であることはいうまでもない。そしてそのような情報のなかに経営戦略・経済業績・社会業績・環境業績といった持続可能性情報も含まれる。これらの情報は、たんに倫理的な意義を持つ、あるいは社会責任投資を喚起できるといった役割だけではない。コンプライアンス（法令遵守）や持続可能性に背反する行為はインターネット等を通じて社会的にも、株価へも直ちに影響され、企業の大きなダメージとなる。したがって、経常的にそのような持続可能性への体制が整っていることは、外部からのリスクの判断に大いに役立つものとなる。

このような背景のもとに、ドイツでもBASF社は2007年度版年次報告書から統合財務報告を作成公表するようになった。2013年度にはBASF社のほかに、Bayer社やSAP社が統合報告書としての年次報告書を公表している（郡司2014a・b）。

BASF社は世界第1位の化学工業企業であり、Bayer社はドイツでこれに次ぐ化学工業企業である。Bayerに従えば、同社は、ヘルステア・農業およびハイテクポリマー（高分子）材料の分野で競争優位の能力（core competence）を持つグローバル企業である。同社はまたイノベーション企業として研究を集中すべき領域を重視する。同社の製品およびサービスは人々に有益で生活の質（QoL）を改善するようにデザインされている。同時にイノベーション、成長および高収益力によって価値を創造することを目的とする。同社は持続可能性原則に関与し、企業市民（corporate citizen）として社会的・倫理的責任に関与する、と冒頭に述べている（Bayer 2014, foreword ; Vorwort）。

そして、統合報告に関しては、財務報告と持続可能性報告とを今回初めて結合したものであり、これまでの2つの報告書を統合する目的は、財務・環境・社会要因間の相互作用を明らかにし、同社の長期的な発展に及ぼす影響を浮き彫りにすることである。この年次報告書において同社の経營業績を記録し、い

かに持続可能性が同社の将来に貢献しているか説明することである、とされる（Bayer 2013, p.28）。

これよりBayer社の統合年次報告書には、戦略に関しては、高収益成長・イノベーション・持続可能性・従業員（人的資源）があげられ、目標と業績指標、内部経営管理システム、価値創造、企業環境（経済環境・社会環境）、事業領域の戦略、研究開発・イノベーション、持続可能性、従業員、各種環境業績等が示されている。また、価値創造に関して付加価値生成分配図表が用いられていることは注目される（Bayer 2014, p.57）。BayerもBASFと同様GRIの評価が「A+」であることを記載している。

Bayer社はBASFと同じ化学工業企業であり、ドイツ化学工業協会の伝統を反映して社会環境の保全に積極的であることから、GRI型統合財務報告として年次報告書を作成するに至ったのであろう<sup>10)</sup>。BASFがイノベーションと持続可能性とを経営戦略の前面に押し出したことは、持続可能性を受動的なものではなく積極的にとらえ、持続可能なイノベーションこそが（とくに化学工業）企業の維持・存続・発展につながるという意図に発したものであることは確かである。

他方、SAP社（情報サービス企業）はBASFやBayerのようにGRIについてとくに依拠したものではなく、GRI型報告書を標榜するものではない。必ずしも、すべての大企業がGRIのレベルを目指す必要はなく、業種によってその追求するレベルは異なって当然であろう。これ以外にも、年次報告書の大部化とともに持続可能性や環境業績について比較的詳しく記載し、実質的に統合

---

10) GRI型統合報告はオーストリアのPalfinger社（機械設備）も2013年度版年次報告書から採用している。同社では、経営戦略として国際化・イノベーション・弾力性・持続可能性をあげており、そのもとで価値指向的管理を展開している。また、この年からすでにGRIガイドラインのG4を適用している。Palfinger AG, Integrated Annual Report 2013, 2014, p.4, pp.16-25. 2014年度版も同様である。Palfinger AG, Integrated Annual Report 2014, 2015, p.5, pp.15-22.

財務報告として位置づけられる年次報告書もかなりみられる。とくにドイツ持続可能発展評議会（RNE）のDNKは、必ずしも完全なGRI型の統合財務報告を要求しているわけではない。しかし、これまでGRI型持続可能性報告書等を作成してきたドイツ有力企業にとってはさほど大きな困難はないように思われる。統合報告書は今後一層増加するようと思われる。

#### Ⅳ ドイツ年次報告書開示の特徴と展望

以上より、2013年度における（ある意味でベストプラクティスとしての）ドイツ有力企業の年次報告書には以下のような傾向と特徴がみられる。

- (1)連結財務諸表の名称や記載順等を見るかぎり、ドイツ企業では「EU承認IFRS」の範囲内でかなり自由な対応をしている。
- (2)包括利益計算書は実質的に2計算書方式が採用されている。これは企業が投資家に対する情報提供機能を重視するだけでなく、企業の当期業績の表示と各種利害関係者に対する利害調整機能を引続き重視していると解されうるのであろう。
- (3)持分変動計算書は、これまで伝統的な国内基準に準拠してたんなる附属明細表的位置におかれる傾向にあった。しかし、2007年IAS改訂1号に準拠して、持分変動計算書は⑤のように貸借対照表と損益計算書（期間損益・包括利益計算書）との連携を示す計算書として位置づけられるようになったとみられる。そして、⑥および⑦のように、さらには貸借対照表持分（自己資本）の変動明細を示す表として独自の位置づけを与えようとする傾向が見いだされるように思われる。
- (4)2010年度版では認識収益費用計算書や2007年IAS改訂1号以外の表記法の採用がかなり見いだされたが、2013年度版ではそのような多様性は減少する傾向にある。

- (5) (IFRS準拠企業の) 各計算書の名称に関しては、IFRS関係の名称の使用が増えている。
- (6) 貸借対照表・損益計算書・キャッシュ・フロー計算書という財務諸表三本化（会計三表・財務三表）ないし会計構造の観点からはつぎのような特徴ないし傾向が見いだされる。
- (a) B/S・{P/L・SCI}・C/Sからなる財務3表は、③④⑤を合計して2010年度版では14社、2013年度版では16社と最も多い)
- (b) {P/L・SCI}・{B/S・SCE}・C/Sからなる拡大された財務3表ともいうべきグループもかなりみられる（⑥⑦計2010年度版8社、2013年度版8社）。
- (7) セグメント情報も事業セグメントを中心に貸借対照表および損益計算書の各項目について報告するなど詳細な内容のものが多い。
- (8) 価値指向的経営管理の導入とともにEBITDA等やEVAさらにはROCEやWACC、フリーキャッシュフローの使用も増加している。これらは、状況報告だけでなくセグメント報告や計算書のなかで使用される場合もある。また付加価値もある程度堅調さを維持している。
- (9) 統合財務報告についても、GRI型だけでなくそれよりもより緩やかな形で作成するものがみられる。

ドイツ有力企業の年次報告書とその連結会計報告では、これまで、依拠する会計基準（国内基準、US-GAAP, IAS（/IFRS））によって多様な形式・様式と内容が採用されてきた。2007年度版にも若干その傾向は残っているものの、従来と比べ大幅に統一化されてきているという印象があった（郡司 2008c, 35頁）。2010年版ではその統一化傾向はさらに強化されると期待された。しかし、そのような傾向はあるにしても、その枠内（制約）でむしろ各企業の多様性が目についた。その点では、ドイツ的特徴が色濃く残されていたとあって良いかもしれない。



これに対し、2013年度版については、2010年度版と同様に多様性は依然としてみられるものの従前の名称等は大幅に減少し、IFRSの方向へかなり近づいて来たとみられる。さらに状況報告書をめぐってはリスク報告やコーポレートガバナンス報告の充実がみられるとともに、経営戦略や環境業績・社会業績等の持続可能性情報が増加し、年次報告書の大部化が目立つようになった。この傾向はまた、統合報告書への移行を容易にするものとみられる。それとともに、統合報告書として年次報告書を作成する企業は今後さらに増えるものと思われる。なお、2013年度版を含むこれまでの調査対象企業について一覧表示すれば図表15のとおりである。

図表15 ドイツ年次報告書調査対象企業一覧

調査対象企業	業種	1983 年度版	1987 年度版	1991 年度版	1994 年度版	1997 年度版	2000 年度版	2003 年度版	2007 年度版	2010 年度版	2013 年度版	備 考
Allianz AG	保険	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D>E	E	D=E	
BASF AG	化学	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	
Bayer AG	化学	*	*	*	*	*	E	E	D=E	D=E	D=E	
Bertelsmann AG	出版・印刷	*	*	*	*	*	E	D=E	D=E	D=E	D=E	
Boehringer Ingelheim GmbH	薬品	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	
BMW AG	自動車	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	2007~/前Dresdner Bank
Commerzbank	銀行	*	*	*	*	*	E	E	D=E	D=E	E	2003Daimler-Chrysler AG/2000以前Daimler BenzAG
Continental AG	自動車	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D	D=E	
Daimler AG	銀行	*	*	*	*	*	E	E	D=E	D	D=E	
Deutsche Bank AG	銀行	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	
DeutsAG (KHD)	機械設備	*	*	*	*	*	E	D=E	D=E	D=E	D=E	Klöckner Humboldt Deutz AG
Deutsche Telekom AG	通信	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	
EYONIK	化学・金属	*	*	*	*	*	D	D=E	D=E	E	D=E	
Presentis SE&CO. KGaA	医療	*	*	*	*	*	D>E	D>E	D=E	E	D=E	
Heidelberger-Zement AG	セメント	*	*	*	*	*	D	E	E	E	D=E	
Henkel AG&CO. KGaA	化学	*	*	*	*	*	D>E	D>E	D=E	E	D=E	
Luft hansa AG	輸送	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	E	D=E	
Merck KGaA	化学	*	*	*	*	*	D=E	D=E	E	D=E	D=E	
Münch Re	再保険	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D>E	
RWE AG	エネルギー・鉱業	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	E	E	
SAP AG	情報サービス	*	*	*	*	*	D=E	E	D=E	D=E	D=E	
Siemens AG	電子・情報通信	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	2003~/前Preussag AG (社名・業種変更)
TUI AG	観光	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	2003~/前KruppAG-ThyssenAG (合併)
ThyssenKrupp AG	機械・金属	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	
Volkswagen AG	自動車	*	*	*	*	*	D=E	D=E	E	D=E	D=E	
2013年度版年次報告書を入手しなかった企業												
Adidas AG	スポーツ用品	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	2003 Adidas-Salomon AG/2000前 Addidas AG
Alcatel-SEL AG	電子・コンピュータ	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	(Robert Bosch GmbH)
Bosch GmbH	自動車	*	*	*	*	*	E	D=E	E	D=E	D=E	
E.ON AG	エネルギー・鋼・鉄	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	
Karlstadt Quelle AG	流通	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	
Linde AG	化学工業	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	2000~/前MAN B&W AG
MAN SE	機械	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	
MAN B&W Diesel AG	機械	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	
Metro AG	卸・小売	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	
Mobil Oil AG	石油	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	2005-GEA Groupに名称変更
mg technology AG	金属	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	2000~/前Ruhrkohle AG
RAG AG	鉱業	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	
SEL Carbon AG	化学	*	*	*	*	*	E	E	E	E	E	
ZF Friedrichshafen AG	自動車	*	*	*	*	*	D=E	D=E	D=E	D=E	D=E	

組織変更や免責会計報告等により年次報告書が収集不可能となった企業									
企業名	業種	*	*	*	*	*	*	*	備考
Adam Opel AG	自動車	*	*	*	*	*	*	*	GM傘下
AEF AG	電子	*	*	*	*	*	*	*	Daimler-Benz傘下
Babcock Borsig AG	金属・船舶	*	*	*	*	*	*	*	2002廃産、2000～/前Deutsche Babcock AG
Dresdner Bank AG	銀行	*	*	*	*	*	*	*	Commerzbank傘下
FAG Kugelfischer AG	金属	*	*	*	*	*	*	*	2003.1.18上場廃止
Feldmühle AG (Stora Koparnberg)	製紙・パルプ	*	*	*	*	*	*	*	Stora社(スウェーデン)傘下
GHH	工業輸送設備	*	*	*	*	*	*	*	1987年度版以後収集不能
Klöckner-Werke AG	金属	*	*	*	*	*	*	*	ThyssenKrupp AGへ
Krupp GmbH/AG	機械	*	*	*	*	*	*	*	2000年度にAventis Group (フランス) 以後調査対象外
Hoechst AG (Aventi AG)	化学	*	*	*	*	*	*	*	1991Krupp傘下
Hoesch AG	機械	*	*	*	*	*	*	*	Degussa傘下
Hülis AG	化学	*	*	*	*	*	*	*	IBM (USA) 免責会計報告
IBM Deutschland GmbH	情報・電子	*	*	*	*	*	*	*	Vodafone (英) 傘下
Mannesmann AG	機械・通信機器	*	*	*	*	*	*	*	ing technologie AGへ名称変更
Metallgesellschaft AG	金属	*	*	*	*	*	*	*	Daimler-Benz傘下
Mercedes-Benz AG	自動車	*	*	*	*	*	*	*	Volkswagen傘下(2011～)
Porsche AG	自動車	*	*	*	*	*	*	*	TUI AGへ社名・業種変更(観光)
Preussag AG	金属	*	*	*	*	*	*	*	RAG AG傘下へ
Ritgerswerke AG	化学	*	*	*	*	*	*	*	RAG AG傘下へ
Saarbergwerke AG	鉱業	*	*	*	*	*	*	*	Bayer AG傘下(下位連結Bayer Schering Pharma AG)へ
Schering AG	薬品	*	*	*	*	*	*	*	Siemens AG傘下
Siemens-Mitort Informationssystem AG	情報工学	*	*	*	*	*	*	*	ThyssenKrupp AGへ
Thyssen AG	金属	*	*	*	*	*	*	*	E.ON AGへ
VEBA OEL (VEBA AG)	エネルギー・石油	*	*	*	*	*	*	*	E.ON AGへ
VIAG AG	金属・エネルギー	*	*	*	*	*	*	*	E.ON AGへ

(注) AG=Aktiengesellschaft (株式会社) GmbH=Gesellschaft mit beschränkter Haftung (有限会社) KGaA=Kommanditgesellschaft auf Aktien (株式合資会社)  
 D=独文報告書 E=英文報告書 G=ドイツ国内基準準拠 D=E:独文報告書と英文報告書とが同じ内容 D>E:独文報告書の方が英文報告書より詳細

**【文 献】**

Bayer Annual Report 2013, 2014.

Deutscher Taschenbuch Verlag (DTV), Handelsgesetzbuch, München, 41. Aufl. 2004.

DRSC, DRS Nr.2, Kapitalflussrechnung, 2000a. (GASC, GAS No.2, Cash Flow Statements, 2000a.).

DRSC, DRS Nr.7, Konzerneigenkapital und Konzerngesamtergebnis, 2001 (GASC, GAS No.7, Group Equity and Total Recognised Results, 2001).

FASB, SFAC 5, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, 1984 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念 [増補版]』中央経済社、2002年).

FASB, SFAS No.95, Statement of Cash Flows, 1987.

FASB, SFAS 130, Reporting Comprehensive Income, 1997 (包括利益研究委員会編『包括利益をめぐる論点』企業財務制度研究会、1998年、付録2所収).

IASC, IAS 1, Presentation of Financial Statements, 1997 (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書 2001』同文館出版、2001年).

IASB, IAS 1, Presentation of Financial Statements, 2004 (IASB, International Financial Reporting Standards (IFRSsTM) 2004a, IASCF, 2004. 企業会計基準委員会監修『国際財務報告基準書 (IFRSsTM) 2004』レクシスネクシス・ジャパン株式会社、2005年).

IASB, IAS 1, Presentation of Financial Statements, 2007.

IASB, The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010, 2010.

Regierungskommission DCGK, Deutscher Corporate Governance Kodex 24. Juni 2014.

Verlag C. H. Beck, BilMoG, 2. Auflage, 2009, S141.

Zwirner, C., BilMoG – Textausgabe, 2. Aufl., München, 2009.

五十嵐邦正『会計制度改革の視座』千倉書房、2014年。

金融庁「ドイツ・コーポレートガバナンス・コード（仮訳）－政府委員会総会の提案に基づき、2013年5月13日改訂」2014年（<http://www.fsa.go.jp/singi/corporategovernance/siryu/20140807/08.pdf>）。

正井章筈「ドイツ・コーポレート・ガバナンス・規準の2007年改定について」『比較法学』42巻1号、2014年。

拙著『現代会計構造の基礎』中央経済社、2006年。

拙稿「現代会計構造の新展開－IFRS財務諸表の新体系－」『産業経理』第68巻1号、2008年。

拙稿「IFRS導入とドイツ企業会計の変容」『企業会計』第63巻10号、2011a年。

拙稿「ドイツ企業会計の国際化対応とIFRS導入」『国際会計研究学会年報』臨時増刊号（通号28号）、2011b年。

拙稿「IFRS導入とドイツ企業年次報告書開示」『大阪学院大学企業情報学研究』第12巻2号、2012年。

拙稿「ドイツ企業年次報告書の新局面－GRI型統合財務報告の進展－」『大阪学院大学商・経営学論集』第40巻1号、2014a年。

拙稿「経営戦略と会計－統合財務報告にみる現代戦略経営・会計考－」『大阪学院大学通信』第45巻7号、2014b年。